彦根市成年後見制度利用促進基本計画(第2期)

認知症や知的障害、その他の精神上の障 害などの理由により、自分らしい生活を送る上 で大切なことを決め、主張し、実現することが 困難な状態にある人が、可能な限り自らの意 思に基づき、財産の管理やサービスを適切に 利用できるよう、成年後見制度の利用を促進 することが重要です。

成年後見制度の利用を必要とする人が、適 切に制度利用につながり、メリットを実感でき る形で制度が運用されるよう取り組みます。

成年後見制度とは?

認知症、知的障害、精神障害などの理由で 判断能力が十分でなく、不動産や預貯金など の財産を管理したり、様々な契約を結んだり することが難しい場合に、家庭裁判所により 選ばれた成年後見人等が、法律面、生活面に おいて支援し、権利や財産を守る制度です。

計画の推進体制

施策の推進にあたっては、広く市民の理解 と協力を得ながら、地域、関係団体、サービス 提供事業者、企業、社会福祉協議会、湖東地 域障害者自立支援協議会、行政等が協働・連 携することにより、総合的かつ効果的な計画 の実施を目指します。

各年度において、障害者施策や成果目標、 障害福祉サービスの見込み量、達成状況の 点検・評価などの進行管理について、行政内 部での検討を行うとともに、彦根市障害者福 祉推進会議で審議します。



ひこね障害者まちづくりプラン2024【概要版】

彦根市障害者計画(第5期)・彦根市障害福祉計画(第7.8期)・ 彦根市障害児福祉計画(第3·4期)·彦根市成年後見制度利用促進基本計画(第2期)

編集·発行: 彦根市 福祉保健部 障害福祉課

〒522-0041 彦根市平田町670番地(彦根市福祉センター内) TEL:0749-27-9981/FAX:0749-30-9231

: 彦根市 子ども未来部 発達支援センター

〒522-0041 彦根市平田町597番地1 TEL:0749-47-3445/FAX:0749-24-7886

概要版

ひこね障害者まちづくりプラン2024



彦根市障害者計画(第5期)・

彦根市障害福祉計画(第7·8期)·

彦根市障害児福祉計画(第3·4期)・

彦根市成年後見制度利用促進基本計画(第2期)



障害者計画

障害者施策全般にわたる 推進の方向性を示す基本的な計画

計画期間 令和6年度~令和11年度の6年間 (中間年に見直し)



障害福祉計画

障害のある人の地域移行や 一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、 障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービスについて必要量を見込み、 その提供方針を示す計画

計画期間 令和6年度~令和11年度の6年間 (中間年に見直し)

障害児福祉計画

障害のある子どもの地域生活を支援するための サービス基盤整備等に係る数値目標を定めるとともに、 障害児通所支援等を提供するための体制の 確保について定める計画

計画期間 令和6年度~令和11年度の6年間 (中間年に見直し)

成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用促進に向けた 基本方針と取組を示す計画

計画期間 令和6年度~令和8年度の3年間

令和6年(2024年)3月 彦根市



計画の概要

計画策定の背景と趣旨

国においては、これまで障害のある人や子どもに関する様々な法改正が行われ、障害福祉の向上のための環境整備が行われてきました。近年では、令和4年に「障害者総合支援法」が改正され、障害のある人や子どもの希望する生活を実現するための各種施策の充実が求められています。

本市では、現行の「ひこね障害者まちづくりプラン」の計画期間が令和5年度で終了となることから、 彦根市障害者計画(第5期)・彦根市障害福祉計画(第7·8期)・彦根市障害児福祉計画(第3·4期)・

彦根市成年後見制度利用促進基本計画(第2期)の4つの計画を、より一体的なものとする「ひこね障害者まちづくりプラン2024」(以下「本計画」という。)を策定し、市民一人ひとりがそれぞれの個性を認め合い、それぞれに輝き、誰もが安心して暮らすことができる、地域共生社会の実現に向けた取組をより一層進めることとします。



計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」に基づく「彦根市障害者計画(第5期)」と「障害者総合支援法」および「児童福祉法」に基づく「彦根市障害福祉計画(第7·8期)」「彦根市障害児福祉計画(第3·4期)」、さらに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「彦根市成年後見制度利用促進基本計画(第2期)」を一体的に策定するものです。

また、「彦根市総合計画」を最上位計画とし、福祉分野の上位計画である「彦根市地域福祉計画」と、その他の関連計画、国および滋賀県の計画との整合を図り策定します。

計画の基本理念

本計画では、障害のある人の尊厳と権利を保障することに加えて、多様性や様々な価値観を認め合い、ともに支え合い、誰一人取り残されず、持続可能で包摂性があり、そして、一人ひとりが輝く「地域共生社会」を目指し、「みんなで ともに輝いて生きる・暮らす 安心・安全で やさしいまち 彦根」を新しい基本理念に掲げ、市民や障害福祉サービス事業所、行政等が連携し、障害のある人一人ひとりの「生きる」「暮らす」を実現できるまちづくりを進めます。

みんなでともに輝いて生きる・暮らす 安心・安全で やさしいまち 彦根

計画の基本方針と施策体系

本方針

いきいき暮らす

障害のある人も障害のない人も、ともに気兼ねなく意見や思いが伝えられ、生きがいを持ってその人らし 〈暮らせるよう、多様な日中活動や余暇活動を支援します。

また、各関係機関が連携して、障害特性に応じた就労支援、職場環境づくりに取り組みます。

基本方針

のびのび育つ

障害のある子どもが一人ひとりの個性や能力に応じて健やかに成長できるよう、多様性を認め合い、みんなで子どもの育ちと子育て家庭を支えるまちづくりを目指します。

また、発達障害に関する相談支援の充実とともに、早期発見・早期療育の体制を強化し、療育や保育・教育・福祉・就労等のネットワークにより、切れ目のない一貫した支援に努めます。

基本方

いつでも相談・サービスが受けられる

障害のある人の様々な特性や状況に対応できるサービス基盤の確保と人材の育成に努めます。また、障害のある人が尊厳を持って、望む地域生活を送ることができるよう、相談支援や情報提供体制の強化、保健医療体制の充実、権利擁護の推進など、暮らしにおける様々な支援を進めます。

基本方

安心・安全のやさしいまち

全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、「だれ一人取り残さない社会」の実現に向け、障害への理解促進に努めるとともに、差別の解消に取り組みます。市民主体のボランティア活動や市民活動を促進し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めます。

施策体系

基本理念	基本方針	基本施策
安んな	1. いきいき暮らす	1 スポーツ・文化・学習・余暇活動の充実 2 雇用環境・就労支援の充実 3 意思疎通・外出支援の充実
心・安全でや	2.のびのび育つ	1 療育・保育の充実 2 学校教育・進路指導の充実 3 関係機関のネットワークによる支援 4 発達支援システムの構築 5 ライフステージ間の途切れない支援
さして生き	3. いつでも相談・ サービスが受けられる	 地域生活を支えるサービスの提供 保健医療の充実 相談支援・情報提供の充実 権利擁護の促進
ら き 彦 根 す	4. 安心・安全の やさしいまち	1障害理解の促進2ボランティア・市民活動の促進3福祉のまちづくり4防犯・防災体制の構築5住環境の整備

2

施策の展開

基本方針



いきいき暮らす



スポーツ・文化・学習・余暇活動の充実

障害の有無に関わらず、誰もがスポーツや文化芸術活動などを通じて社会に参加し、生きがいづくりに 取り組めるよう、障害のある人が気軽に参加できるスポーツ・文化活動、生涯学習の機会の提供を推進します。ま た、市民の交流を促進し、障害への理解を深める機会となるよう取り組みます。

具体的な取組

- ●スポーツ・レクリエーション活動の充実
- ●障害者スポーツの推進
- ●文化・芸術活動の充実

- 生涯学習・社会教育の推進
- ●多様な活動機会の確保

雇用環境・就労支援の充実

障害のある人が社会活動に参加し、自立した生活を営むことができるよう、本人の適性や希望に応じた情 報提供や相談支援の充実を図るとともに、就労定着に向けたサポートの一体的な実施に努めます。また、企業等 への啓発により、就労の場の確保や働きやすい職場環境の整備を進めます。

具体的な取組く

- ●障害者雇用の促進
- ●就労の場の確保
- ●経済的自立の支援
- ●学校における進路指導への支援 ¦
- ●就労と生活の一体的な支援 : ●職業リハビリテーションの充実
- ●自立生活支援ホームの利用促進
- ●福祉的就労の充実
- ! ●障害者就労施設等からの 優先調達の推進

意思疎通・外出支援の充実

障害のある人の社会参加を促進し、活動の場への幅広い参加が可能となるよう、手話通訳者や要約筆記 者の派遣など、コミュニケーション支援の充実を図ります。また、障害のある人のニーズを把握しながら、助成や サービスの活用による移動支援の充実を図ります。

3

具体的な取組

- ●手話通訳者等の派遣
- ●手話奉仕員の養成
- ●コミュニケーション支援の体制整備
- ●移動支援サービスの充実
- ●自動車燃料費・タクシー運賃の助成

基本方針

のびのび育つ



療育・保育の充実

健診等の機会を通じて疾病の早期発見に努め、子どもの発達状況や特性に合った発達支援を行い、将 来の社会的自立を目指すために療育・保育の充実を図ります。

具体的な取組く

- ●障害の早期発見と早期療育
- ●療育の充実
- ●子育て支援の充実
- ●障害のある子どもの保育・教育環境の整備

学校教育・進路指導の充実

障害のある子ども本人や保護者の希望を大切にしながら、一人ひとりに応じた適切な支援や指導を実施 します。教職員の研修の実施や適切な配慮を受けられるような体制整備に努めます。

具体的な取組

- ●特別支援教育の推進
- ●教育環境の整備
- ●相談支援・進路指導の充実
- ●職員研修の充実
- ●インクルーシブ教育システムの構築
- ●医療的ケア児への支援
- ●障害のある子どもの 放課後の居場所づくり
- ●放課後児童クラブでの支援

関係機関のネットワークによる支援

障害のある子どもや支援を必要とする子どもが、健やかに成長できるよう、関係機関や地域との連携を強 化し、一人ひとりの障害や特性に応じた療育・教育を進めます。

具体的な取組

- ●関係機関との連携の強化 ¦ ●関係機関の連携による切れ目のない支援の実施

発達支援システムの構築

子どもの健やかな成長を支えるため、発達支援センターを中心に、医療・保育・教育・福祉の関係機関と 連携し、保護者へのケアも含めた切れ目のない発達支援体制を整備します。

具体的な取組

- ●障害の発見体制の充実
- ●支援につなげる相談の実施
- ●ことばの相談
- ●親子療育教室つぼみ
- ●児童発達支援センターあすなろ教室
- ●義務教育時から成人期における支援
- ●不登校やひきこもり等への支援
- ●相談・支援体制の整備
- ●発達障害の理解と周知・啓発
- ●保護者への支援

ライフステージ間の途切れない支援

障害のある子どもが、ライフステージを通して、切れ目のない一貫した支援が受けられるよう、学校や地 域、福祉などの関係機関等による連携の強化を図り、円滑な支援を実施します。

具体的な取組く

- ●継続的な支援のための体制づくり
- ●相談支援ファイル「絆」による継続的な支援
- ●医療ニーズへの対応

基本方針

いつでも相談・サービスが受けられる

地域生活を支えるサービスの提供・

障害のある人が望む生活を送ることができるよう、多様化するニーズに対応した サービスの確保に努めます。また、サービス利用に係る支援、介護者の負担軽減等に向け た取組を実施し、地域での生活を安心して継続できるよう、生活基盤の充実を図ります。



具体的な取組く

- ●訪問系サービスの充実
- ●日中活動系サービスの充実
- ●重度の障害のある人への支援
- ●地域移行・地域定着支援の充実
- ●補装具費等の支給
- ●サービス提供体制の充実
- ●障害福祉を支える人材の育成・確保
- ●家族介護者への支援
- ●各種福祉手当等の周知
- 経済的負担の軽減

保健医療の充実

障害やその原因の一つである疾病の発生予防、早期発見・早期治療を図るとともに、障害の特性に応じ た適切な医療を受けることができる体制づくりに努めます。また、保健・医療・福祉関係者等の連携による精神障 害のある人を包括的に支援する体制の整備に努めます。

- ●疾病の予防と早期発見
- ●保健・医療サービスの充実
- ●地域医療体制の充実
- ●精神障害のある人への対応の充実
- ●精神保健・医療の提供
- ●難病患者への支援

- ●メンタルヘルスの推進
- ●医療費負担の軽減

相談支援・情報提供の充実

障害のある人やその家族が気軽に相談することができ、多様化する相談に対応できる包括的で重層的な 相談支援体制の構築に努めます。また、障害のある人が地域で生活していく上で必要な情報に、円滑にアクセス することができるよう、情報アクセシビリティの確保および向上に努めます。

具体的な取組く

- ●相談支援体制の充実
- ●相談支援の質の向上と人材の確保
- ●身近な相談活動の促進
- ●複合課題のある相談者への支援
- ●多様な情報提供の推進
- ●点字版・音声版の広報等の発行

権利擁護の促進

障害のある人の尊厳を守り、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用 促進や意思決定支援の充実に取り組みます。また、市民への啓発や虐待防止により人権が尊重されるまちづくり を進めます。

具体的な取組

- ●権利擁護に関する情報提供
- ●権利擁護の推進
- 人権擁護活動の推進
- ●意思決定支援の充実
- ●虐待防止への取組
- ●差別解消の取組

基本方針

安心・安全のやさしいまち☆



障害理解の促進

障害の有無に関わらず、誰もがお互いを認め合い、理解しながらともに生きていく社会の実現に向け、障 害に関する正しい知識の広報・啓発および学習機会の充実を図ります。

具体的な取組く

- ●人権尊重のまちづくりに向けた取組
- ■学習機会の提供
- ●広報等による周知・啓発
- ●福祉教育の推進

ボランティア・市民活動の促進

障害者福祉に関わるボランティアや当事者団体について、活動に対する市民の理解を深めながら、その 活動支援に努めるとともに、障害のある人を支援するための取組を促進します。

- ●福祉の担い手の育成
- ●ボランティア活動の振興
- ■学校等におけるボランティア活動の推進
- ●地域交流の促進
- ●活動団体への支援
 - ●障害福祉施設の地域開放の促進

福祉のまちづくり

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活し、積極的な社会参加ができるよう、公共施設や道路、 公園、駅などのバリアフリー化に努め、誰もが移動がしやすく、快適な福祉のまちづくりを推進します。

具体的な取組く

- ●バリアフリー化の推進 ! ●公共交通の環境整備

防犯・防災体制の構築

緊急時における情報の伝達、避難誘導の適切な実施に向け、要配慮者の把握に努めるとともに、情報伝 達体制の強化に取り組みます。また、日頃から防災知識の普及に取り組むとともに、避難訓練の実施を促進し、地 域全体で連携して対応できる体制の整備に努めます。

具体的な取組

- ●防災知識の普及
- ●要配慮者への支援 ●地域における支援体制づくり
- ●障害福祉施設等における避難対策等の充実
- ■緊急時の連絡体制の整備
- ●防犯対策の推進

付環境の整備

障害のある人の住環境の整備に向け、住宅のバリアフリー化などに取り組むとともに、本人が希望する生 活への支援や親亡き後の生活の場として、グループホーム等の確保に努めます。

具体的な取組

- ●公営住宅の改修
- ●障害のある人に適した住宅の改造支援制度の充実
- ●障害のある人向けの多様な住まいの確保
- ●グループホームの確保

障害福祉サービス・障害児通所支援等の提供

障害福祉サービスの見込み量

種別	サービス	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	居宅介護	人/月	225	237	249	261	273	285
	石七八 豉	時間/月	2,882	3,002	3,122	3,242	3,362	3,482
訪	重度訪問介護	人/月	15	16	17	18	20	21
問 系	里反动门介 谖 	時間/月	1,561	1,670	1,787	1,912	2,046	2,190
系 サ	同行援護	人/月	50	51	52	53	54	55
1		時間/月	725	740	755	770	785	800
ビス	一 「行動援護	人/月	70	72	74	76	78	80
	1 到 及 0支	時間/月	1,267	1,297	1,327	1,357	1,387	1,417
	重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	主反符合 4 号 6 10 文版	時間/月	0	0	0	0	0	0
	生活介護	人/月	311	321	331	341	351	361
	工心力 豉	人日/月	5,477	5,647	5,817	5,987	6,157	6,327
	自立訓練	人/月	2	2	2	2	2	2
	(機能訓練)	人日/月	19	19	19	19	19	19
	自立訓練	人/月	18	19	20	21	22	23
	(生活訓練)	人日/月	137	149	161	173	185	197
А	就労移行支援	人/月	74	77	80	83	86	89
Й		人日/月	748	773	798	823	848	873
日中活動系	就労選択支援〔新規〕	人/月	_	11	12	13	13	14
系	就労継続支援 (A型)	人/月	135	143	151	159	167	175
サー		人日/月	2,231	2,391	2,551	2,711	2,871	3,031
ピ	就労継続支援 (B型)	人/月	354	362	370	378	386	394
ス		人日/月	5,084	5,220	5,356	5,492	5,628	5,764
	就労定着支援	人/月	14	15	16	17	18	19
	療養介護	人/月	21	21	22	22	23	23
	短期入所	人/月	65	67	69	71	73	75
	(福祉型)	人日/月	241	331	421	511	601	691
	短期入所	人/月	8	8	8	8	8	8
	(医療型)	人日/月	14	14	14	14	14	14
サービス	自立生活援助	人/月	9	9	9	9	9	9
	共同生活援助 (グループホーム)	人/月	113	119	125	131	137	143
	施設入所支援	人/月	84	84	83	83	83	82
相	計画相談支援	人/月	943	972	1,001	1,031	1,062	1,094
相 談 支 援	地域移行支援	人/月	1	1	1	1	1	1
	地域定着支援	人/月	1	1	1	1	1	1

地域生活支援事業の見込み量

	事業	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
理解促進研修・ 啓発事業		実施の	有	有	有	有	有	有
○ 第十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十		実施の						
自発的	的活動支援事業 	有無	有	有	有	有	有	有
相	障害者相談支援事業所 の相談支援員数	人	14	14	14	15	15	15
談古	(参考)事業所数	か所	7	7	7	7 ~ 8	7 ~ 8	7 ~ 8
支援事	基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有
業	(参考)機能強化の 相談支援員数	人	2	2	2 ~ 3	2 ~ 3	2 ~ 3	2 ~ 3
	後見制度 5援事業	人/年	9	9	9	9	9	9
	使見制度 後見支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	 有
支意	手話通訳者等派遣	人 / 年	600	642	687	735	786	841
援思事疎	要約筆記者等派遣	人 / 年	24	32	43	52	55	58
業通	手話通訳者設置事業	設置人数	3	3	3	3	3	3
В	介護・訓練支援用具	件 / 年	7	8	9	10	11	12
常	自立生活支援用具	件 / 年	18	18	18	18	18	18
生活	在宅療養等支援用具	件 / 年	23	23	23	23	23	23
生活用具給	情報・意思疎通 支援用具	件 / 年	57	60	63	66	69	72
付	排泄管理支援用具	件 / 年	2,940	3,000	3,060	3,120	3,180	3,240
等	住宅改修費	件 / 年	6	6	6	6	6	6
手話奉	医仕員養成講座 人数	人/年	30	30	30	30	30	30
1 2 ₹h ±	- 控	人 / 年	144	149	154	159	164	169
物乳ン	5援事業	時間/年	6,488	6,688	6,888	7,088	7,288	7,488
la ∔lh		か所	3	3	3	3	3	3
センター事業地域活動支援	基礎的事業	実利用 人数	124	134	144	154	164	174
	機能強化事業	か所	2	2	2	2	2	2
	(参考) 機能強化の専門職数	人	2	2	2	2	2	2
	- 叶士垤車業	人/年	268	270	272	274	276	278
日中一時支援事業		日/年	13,920	13,969	14,018	14,067	14,116	14,165
15月7		人 / 年	10	12	14	15	16	17
訪問入浴サービス事業		日/年	780	936	1,092	1,170	1,248	1,326

{

障害児通所支援等の見込み量

サービス	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童発達支援	人/月	173	175	177	179	181	183
(医療型児童発達支援)	人日/月	601	609	617	625	633	641
北部後笠ごノサード っ	人/月	353	396	439	482	525	568
放課後等デイサービス	人日/月	4,528	4,958	5,388	5,818	6,248	6,678
保育所等訪問支援	人/月	5	7	9	11	13	15
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	J	1	1	1
計画相談支援	実利用 者数	5	6	7	8	9	10
障害児相談支援	実利用 者数	488	513	538	565	593	623

数値目標·成果目標

数値目標

区分	指標名	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1. いきいき暮らす	手話通訳等依頼件数に対する派遣件 数の割合	100%	100%
1. いさいさ春りり	働き・暮らしコトー支援センターか らの新規就職者数	39人/年	70 人 / 年
2. のびのび育つ	医療的ケア児等コーディネーターの 配置数	0人	1人以上
2. のひのひ 月 フ	発達障害のある人を対象とした相談 実人数	652 人	933 人
3.いつでも相談・	障害福祉サービス等事業所の整備数	0	1 施設 / 年
サービスが受けられる	湖東福祉圏域内指定相談支援事業所 内の相談支援専門員数	42 人 (令和5年3月末現在)	54 人
4. 安心・安全の	福祉避難所の設置に係る協定締結事 業所数	14 か所 (令和5年3月末現在)	20 か所
やさしいまち	各種団体が実施する「障害福祉に関 する研修会」に出講した件数	2 件	3 件

成果目標(令和8年度目標)

施							
	施設入所者の地域生活への移行者数	1人					
	施設入所者数の削減	81 人					
	県外入所施設から県内入所施設への移行者数【滋賀県独自】	1人					
精	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築						
	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催	有					
	ひきこもりの精神障害のある人における福祉施設の新規利用者数【本市独自】	6人					
地	域全体で支える仕組づくり						
	地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討の回数	6 0					
	強度行動障害のある人への支援体制の整備	有					
福	祉施設から一般就労への移行						
	一般就労への移行者数	26 人					
	就労移行支援事業	18人					
	就労継続支援A型事業	6人					
	就労継続支援B型事業	2人					
	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	3 割					
	就労定着支援事業の利用者数	12人					
	就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	6割					
障	害児支援の提供体制の整備等						
	児童発達支援センターの設置	1か所以上					
	発達支援センターにおける発達障害の実相談件数【本市独自】(18 歳未満)	696 人					
	主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所の確保	1か所以上					
	主に重症心身障害のある子どもを支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所以上					
	医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置(湖東地域障害者 自立支援協議会)	有					
	医療的ケアの必要な子どもの夜間支援を行う事業所の確保【本市独自】	2か所以上					
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人以上					